

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年3月10日発行

Vol.6



第10回 田沢湖・角館・西木合併協議会

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、継続協議となりました。

第10回合併協議会が、2月27日（金）午後1時30分から、西木村総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、田沢湖町議会、西木村議会が在任特例を、また角館町議会が設置選挙を主張し、調整をはかることができませんでした。

この件について、次回の協議会まで、各町村議会で再度検討してもらうということで、継続協議となりました。

また、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いも継続協議となりました。

第10回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議のされた事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第二十号

「平成十五年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算（第一号）について」

報告第二十一号

「平成十六年度田沢湖・角館・西木合併協議会予算について」

【協議事項】

協議案第十号（継続協議）

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」
（協議結果）



議会議員の任期について、角館町議会代表の委員から、「合併の基本は設置選挙と認識している。まずはじめに設置選挙がいいか特例を使うのがいいかの協議があるべきで、特例ありきの協議はおかしいのではないか。」「全国でも特例に対しての、批判が多く出ている。」として設置選挙を求める意見が出されました

これに対して、田沢湖町議会・西木村議会代表委員から、「地域住民に合併効果を浸透させ、住民サービスの低下を招かないように、特例を活用しながら、より良い新市を作り上げることが大事。」「設置選挙になった場合、現在の人口数から見ても、西木村からは少数の議員しか出せない。経費の問題ばかりでなく、住民をまず納得させることが重要ではないか。」「と在任特例を求める意見が出され、協議は平行線をたどりしました。

結局、今回の協議会では、意見を集約することができずに、継続協議となりました。

なおこの案件については、再度各町村議会と協議し、四月十三日開催予定の第三回臨時合併協議会で報告していただくことになりました。



協議案第十一号（継続協議）

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」
（協議結果）

この案件についても、次回まで継続協議として、第三回臨時合併協議会で再度協議することとなりました。

協議案第三十六号

「地方税の取扱いについて（その2）」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第三十七号

「使用料、手数料等の取扱いについて」
（協議結果）

（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第三十八号
「行政区の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第三十九号
「納税関係事業の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第四十号
「商工・観光関係事業の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第四十一号
「勤労者・消費者関連事業の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第四十二号
「建設関係事業の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第四十三号
「建設関係事業の取扱いについて」
（協議結果）
調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第二十六号から第四十二号までの調整案については、平成十六年二月十日発行の田沢湖・角館・西木合併協議会だより（Vol.5）の四ページをご覧ください。

提案事項（次回協議事項）

協議案第四十三号

「電算システム事業の取扱いについて」

合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムを運用することになります。

ただし、現在業務毎に運用している単独処理業務システムについては、合併時までに調整することになります。

協議案第四十四号

「ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて」

ごみ分別・収集については、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

ただし、収集区域、分別方式及び回収回数については、新市一般廃棄物処理計画を策定の上、調整することになります。

また、ごみ処理に関する諸制度については、合併時までに調整することになります。

ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

協議案第四十五号

「環境対策事業の取扱いについて」

環境対策事務及び事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものと、新市において調整するものに区分して、調整することになります。

環境保全の推進については、新市において新たな基本計画を策定することになります。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現在の計画を新市に引き継いで運用することになります。

協議案第四十六号

「上・下水道事業の取扱いについて」

（一）上水道（簡易水道、小規模水道含

む）事業について

上水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めることとなります。

加入金等の取扱いについては、合併時に角館町の例に統一するよう調整されることとなります。

上水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整することになります。

（二）下水道（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、林業集落排水、簡易排水）事業について

下水道事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、健全運営と普及率の格差是正に努めることとなります。

受益者負担金については、認可されている計画事業は、現行どおり新市に引き継ぐこととなります。

下水道使用料については当面現行どおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整することになります。

（三）合併処理浄化槽設置事業について

補助金交付型事業の補助金限度額については、現行どおり新市に引き継ぐこととなります。

市町村設置型事業（個別排水処理

施設を含む）の受益者分担金及び使用料については、平成十八年度までは、現行どおり新市に引き継ぐこととなります。

（四）設備整備補助等の制度について

水洗便所改造資金助成制度については、合併後五年間は現行どおりとすることになります。

田沢湖町独自の助成制度については、合併時に廃止されることとなります。

西木村独自の集落排水環境整備費補助金については、合併後五年間はその例により、新市に引き継ぐこととなります。

協議案第四十七号

「地域交通対策関係事業の取扱いについて」

生活バス路線維持、町営バス等の公共交通機関の確保・充実に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

お知らせ

田沢湖町、西木村の定例議会の開催、角館町の議会議員選挙が行われるため、三月の協議会を中止します。

第2回 臨時合併協議会の 協議事項について

二月十三日、午後一時三十分から
第二回臨時合併協議会が、田沢湖町
総合開発センターを会場に開催され
ました。

今回の協議会は、継続協議となっ
ている協議案第五号「新自治体の名
称について」の名称案募集要項等に
ついての協議となりました。

協議された事項は、次のとおりで
す。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）……

「新自治体の名称について」

新市名称案募集中

田沢湖・角館・西木合併協議会では、
3町村にお住まいの中学生以上の方から、
新市名称案を募集しています。（現在の
町村名（田沢湖・角館・西木）は除く。）

募集期間は3月31日（水）（郵送の場
合は、メ切日の消印有効です。）までです。

多くの皆さまからの応募をお待ちし
ております。

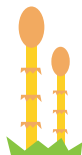


（協議結果）

始めに、事務局より新市の
名称案募集要項（案）、新市
の名称の決定方法（案）と新
市名称候補選定委員会設置要
綱（案）について、説明され
ました。

この案件については、全会
一致で三月一日より募集を開
始することで確認されまし
た。

また、名称決定までのスケ
ジュールについては、次のと
おり、五月の定例会までには、
新市名称決定を行いたいと事
務局より示されました。



名称決定までのスケジュールについて

名称案募集

三月一日（月）～三月三十一日（水）

応募名称の公表
名称候補選定委員会による選定
（第一次選定）

四月十三日（火）

応募名称+田沢湖市・角館市・西
木市から三十作品以内を選定。

選定名称の公表

四月三十日（金）（予定）

第十一回合併協議会で、選定され
た名称案を公表。

第一次選定

五月中旬

第四回臨時合併協議会で、投票に
より上位十作品を選定。

第三次選定

五月下旬

第十二回合併協議会で、投票によ
り上位五作品を選定。

最終選定

同協議会での協議（又は投票により、

新市名称決定

となる予定です。

事務局より



協議会だより第六
号を発行しました。
名称案の募集も始
まり、住民の皆さん
よりたくさんのお募
をいただいています。
三月いっぱい募
集しておりますの
で、どうぞご応募
ください。
合併協議会では、
皆さまからの、ご意
見等も、お待ちしております。
お寄せください。

第3回 臨時合併協議会

4月13日（火）
午後1時30分から
角館町 大安閣

第11回 合併協議会（予定）

4月30日（金）
午後1時30分から
田沢湖町 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47

TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934

HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>

Eメール gappei@hana.or.jp